

有機加工食品及び有機飼料（調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認定の技術的基準の一部を改正する件 新旧対照表

○有機加工食品及び有機飼料（調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認定の技術的基準（平成17年11月25日農林水産省告示第1831号）（抄）
（傍線の部分は改正部分）

新（平成28年6月1日農林水産省告示第1257号）	旧
<p>二 生産行程の管理又は把握の実施方法</p> <p>1 （略）</p> <p>2 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p><u>(5) 生産行程の管理又は把握に係る記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項</u></p> <p><u>(6)～(8) （略）</u></p> <p>3 内部規程に従い生産行程の管理及び把握に関する業務を適切に行うこと。</p> <p>4 （略）</p> <p>三 生産行程の管理又は把握を担当する者の資格及び人数</p> <p>1 生産行程管理担当者</p> <p>生産行程の管理又は把握を担当する者（以下「生産行程管理担当者」という。）として、次のいずれかに該当する者が1人以上（当該生産行程管理者が複数の生産及び保管に係る施設を管理し、又は把握している場合には、当該施設の数、分散の状況等に応じて適正な生産行程の管理又は把握を行うのに必要な人数以上）置かれていること。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学で飲食料品若しくは飼料の製造若しくは加工に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であって、飲食料品若しくは飼料の製造若しくは加工又は飲食料品若しくは飼料の製造若しくは加工に関する指導、調査若しくは試験研究に1年以上従事した経験を有するもの</p> <p>(2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であって、飲食料品若しくは飼料の製造若しくは加工又は飲食料品若しくは飼料の製造若しくは加工に関する指導、調査若しくは試験研究に2年以上従事した経験を有するもの</p> <p>(3) （略）</p> <p>四 格付の実施方法</p> <p>1 次の事項について、格付に関する規程（以下「格付規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。</p>	<p>二 生産行程の管理又は把握の実施方法</p> <p>1 （略）</p> <p>2 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>(5)～(7) （略）</u></p> <p>3 内部規程に従い生産行程の管理又は把握を適切に行い、その管理又は把握の記録及び当該記録の根拠となる書類を格付した有機加工食品又は有機飼料の出荷の日から1年以上保存すること。</p> <p>4 （略）</p> <p>三 生産行程の管理又は把握を担当する者の資格及び人数</p> <p>1 生産行程管理担当者</p> <p>生産行程の管理又は把握を担当する者（以下「生産行程管理担当者」という。）として、次のいずれかに該当する者が1人以上（当該生産行程管理者が複数の生産及び保管に係る施設を管理し、又は把握している場合には、当該施設の数、分散の状況等に応じて適正な生産行程の管理又は把握を行うのに必要な人数以上）置かれていること。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学若しくは旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校以上の学校で飲食料品若しくは飼料の製造若しくは加工に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であって、飲食料品若しくは飼料の製造若しくは加工又は飲食料品若しくは飼料の製造若しくは加工に関する指導、調査若しくは試験研究に1年以上従事した経験を有するもの</p> <p>(2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であって、飲食料品若しくは飼料の製造若しくは加工又は飲食料品若しくは飼料の製造若しくは加工に関する指導、調査若しくは試験研究に2年以上従事した経験を有するもの</p> <p>(3) （略）</p> <p>四 格付の実施方法</p> <p>1 次の事項について、格付に関する規程（以下「格付規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。</p>

(1)～(3) (略)

(4) 出荷後に有機加工食品又は有機飼料の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項

(5)・(6) (略)

2 格付規程に従い格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実に認められること。

3 (略)

(1)～(3) (略)

(新設)

(4)・(5) (略)

2 格付規程に従い格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付されることが確実に認められること。

3 (略)